

決議案第 1 号

佐竹晃議員に対する議員辞職勧告決議について

標記の決議案を会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 6 年 12 月 16 日 提出

提出者 鷹栖町議会議員 舟根 輝好

賛成者 鷹栖町議会議員 青野 敏

鷹栖町議会議員 斉藤 哲子

鷹栖町議会議員 川原 允

鷹栖町議会議員 片山 兵衛

## 佐竹晃議員に対する辞職勧告決議

議会議員は住民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、町の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

しかし、佐竹晃議員は、広報広聴常任委員会を「業務多忙」を理由に複数回欠席していたが、欠席した委員会前後の他団体の研修等には参加していた。さらに欠席した広報広聴常任委員会の日において運転免許の更新に行き、その様子を SNS に投稿するなど、欠席理由が著しく信憑性に欠けている。

この日の欠席理由について確認した際には、「業務多忙」と偽り続け、直後に複数の SNS で議会を愚弄する虚偽の内容を含む投稿を行った。一例として「議員協議会の中で稲刈り時期に広報委員会を 2 回欠席したことを責め込まれる、謝罪はないのか！ 正当な理由ではなかったか。ついでに免許更新で公務を欠席したとわけのわからんことも言われたので、とりあえず反論しときました」などの内容です。さらに、議長と副議長からの再三の口頭注意にもかかわらず、「こんな組織にいても疲れるだけ(笑)」 「時間のムダだよな」と議会を軽視する投稿を続けた。

12 月 12 日開催の議員協議会での謝罪では、運転免許更新の件について虚偽の説明を行い、また、口頭注意後の投稿については「直接議会関係について投稿した意図はありません」と述べたが、これも事実と異なることが明らかになった。

これらの行為は、議員の品位を著しく損なうものであり、議会の信頼を大きく失墜させるものである。加えて、このような行為は鷹栖町や鷹栖町民の名誉をも著しく汚す言語道断なものであり、鷹栖町議会議員としての資質に欠けると言わざるを得ない。

よって、鷹栖町議会は、佐竹晃議員に対し、自らの意思と責任により、議会議員の職を辞することを強く求め、勧告するものである。

以上、決議する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

鷹栖町議会